

2024年8月7日

〒110-8546
東京都台東区上野一丁目15番3号
株式会社ナガホリ
代表取締役社長 長堀 慶太 殿
(FAX:03-3832-8270)

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL: 03-6435-5689
FAX: 03-6435-5699



回答書 ③の2
(2024年8月1日付け貴社リリースの件)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社が2024年8月1日付で開示された「リ・ジェネレーション株式会社から当社に対する『回答書③』の受領に関するお知らせ」（以下「本リリース」といいます。）を拝見したところ、以下のとおり、貴社の筆頭株主として、到底看過できかねる内容の記述が認められましたので、以下のとおり、追加的に主張ないし抗議させていただきます。

なお、飽くまで本回答書③の2は、2024年7月29日付「回答書③」（以下「回答書③の1」といいます。）に続くものであり、極めて重要な内容を含んでおりますので、「株主の皆様及び投資家の皆様に必要な情報を提供するため」、本回答書③の2の受領の事実につきましても、本リリース同様、きちんと適時開示された上で、回答書③の1と併せて適切に開示されるよう何卒よろしくお願ひします。

貴社は、本リリースにおいて、当社の回答姿勢を一方向的に非難する一方、後半部において、以下のとおり述べられております（※下線および太字は当社によるもの。以下同じです）。

「既に解決済みであって、当社として任意に詳細を開示済みの当社子会社の仲庭時計店における従業員による複数の不祥事（当社の認識時期は2017年11月～2019年9月）に関する当社の開示姿勢を蒸し返して批判する（ちなみに、この件について、当社は、既に約2年前の2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」等にて、繰り返し詳細な開示を行っております。）など、その回答姿勢は、誠実且つ真摯な姿勢とはほど遠いものでした。」

貴社は、子会社である仲庭時計店で発生した複数の不祥事（以下「本件不祥事」といいます。）につき、「当社として任意に詳細を開示済み」であると豪語し、また、「当社は、既に約2年前の2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」等にて、繰り返し詳細な開示を行っております。」と述べられておりますが、これは明らかに一般株主を愚弄した詭弁であると言わざるを得ません。

すなわち、貴社が2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」（以下「本件不祥事開示」といいます。）をリリースした真の理由は、その1週間ほど前の同月5日に、報道メディアであるアクセスジャーナルが本件不祥事に関し、『「ナガホリ」が、子会社に対する貸付金及び貸倒等について回答できない重大理由」と題する記事（以下「本件不祥事記事」といいます。）を公に報道したからに他なりません。

しかも、本件不祥事開示の中身を見ても、会計処理の内容と回収額が示されているのみで肝心の損害額が示されていなかったり、各不祥事の正確な発生時期がなぜか分からないようになっているなど、極めて抽象的かつ中途半端なものである一方、（上場会社であれば至極当然のことに過ぎない）監査法人からの無限定適正意見を取得している旨や、（本来であれば各不祥事の発生時あるいは最初の不祥事発覚後から最後の不祥事発生時点までの状況が詳しく記されるべきであるにもかかわらず）公表日時点では既に内部管理体制等の整備・改善が済んでいることなどを繰り返し強調し、もっぱら現経営陣の責任問題から目をそらすことを狙った説明に終始したものでした（なお最初の不祥事認識時点である2017年11月から最後の不祥事が発生したのは、およそ1年以上もの期間が経過した後の2019年3月から同年8月頃であったことを付言します。）。

以下、念のため、本リリースによって、一般株主の皆様が誤解されぬよう、貴社が本件不祥事を開示する（より正確には「開示せざるを得なくなる」）に至るまでの時系列を記させていただきます。

2018.3 期～ 2022.3 期	ナガホリ損益計算書において、仲庭時計店に関連する特別損失（関係会社支援損および貸倒引当金繰入額。以下「本件損失」といいます。）として、合計 473,600 千円を計上（※本件損失の発生原因等については一切不開示）
2022.7.28	当社からナガホリに対し、本件損失に関する質問を含む書面提出
2022.8.5	ナガホリより当社に対し、以下の回答を含む書面提出 「法令等からは開示の必要性のないものですが、開示の合理的な必要性があるのであれば、開示を検討致しますので、開示が必要な理由を具体的にご説明ください。」
2022.8.24	当社からナガホリに対し、ナガホリの連結決算に与えるインパクトが重要であること、また、仲庭時計店の会社規模に照らして異常値であるため、本件損失の発生原因等を把握する必要がある旨を含む書面提出
2022.8.31	ナガホリより当社に対し、以下の回答を含む書面提出 「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。しかしながら、当社が、グループとして構造改革を進めた結果、仲庭時計店の経営状態は改善しつつあり、現状において、株主共同の利益の観点から、特別にご説明すべき問題はなく、既存の開示で特段問題ないと考えております。」
2022.9.16	当社からナガホリに対し、以下の質問を含む書面提出 「『複数の突発的な要因』につきましても、それがどのような内容の事象でその影響で具体的に営業損益が幾ら悪化したのでしょうか。貴社が『業績が低下した』とご説明されている以上、仲庭時計店の損益計算書上、営業外損失もしくは特別損失等の計上によるものではなく、営業損益段階の悪化によるものと理解はしましたが（仮にそうでないとなれば、重大な虚偽説明に値します。）、いずれにしても、「複数の突発的な要因」というのは、決して穏やかでない表現であり、到底看過することはできませんので、貴社株主の立場として、その詳細について当然に知る権利があります。」
2022.9.22	ナガホリより当社に対し、以下の回答（前回と同内容）を含む書面提出 「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。しかしながら、当社が、グループとして構造改革を進めた結果、仲庭時計店の経営状態は現在改善しつつあり、現状において、株主共同の利益の観点から、既存の開示で特段問題ないと考えております。」
2022.10.5	報道メディア（アクセスジャーナル）が本件不祥事を公に報道

2022.10.13

ナガホリが本件不祥事開示をリリース

上記の時系列のとおり、貴社が当社からの再三に亘る開示要請を頑なに拒絶し続けていたにも関わらず、本件不祥事記事が公に報道された途端、一転して開示していることからすれば、貴社として「任意に詳細を開示」したものでないことは火を見るよりも明らかです。

仮に、かかる報道により本件不祥事の実態が公にされていなければ、貴社経営陣は、本件不祥事に係る事実を一生、隠蔽し続ける腹づもりであったことを、当社はここに断言いたします。

なお、貴社は、2023年8月31日に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」を踏まえ、「リ・ジェネレーションの不誠実な回答姿勢は、当社の株主及び投資家の皆様への適切な情報提供を軽視するものであるばかりか、行動指針の趣旨にも反するものであって、誠に遺憾である」と批判されています。

その点、2016年2月24日に日本取引所自主規制法人が公表した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」においては、④【迅速かつ的確な情報開示】として、

「不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う。この際、経緯や事案の内容、会社の見解等を丁寧に説明するなど、透明性の確保に努める。」

また、2019年6月28日に経済産業省が公表した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」においては、4.10.2【有事対応の在り方について（事案の公表等）】として、

「問題を把握した際の初動としては、事案の重大性を見極め、公表が必要と判断した場合には、迅速な第一報を優先させ、社会的観点から必要に応じて謝罪を行いつつ、正確な説明を心掛けるべきである。」

「公表については、そのタイミング（迅速性）と内容（正確性）の両立が課題となるが、過去の不祥事事案の教訓から、会社としての正式発表前に報道されると隠ぺいが疑われて信頼回復に時間を要することとなりやすいため、まずは「迅速な第一報」を優先させ、社会的

観点から必要に応じて謝罪を行いつつ、正確な説明（調査の進捗状況を含め、その時点で可能な限りの説明）を行うことを心掛けるべきである。」

さらに、2021年6月11日に東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」においては、基本原則3【適切な情報開示と透明性の確保】として、

「上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。」

との定めが、それぞれ存在するところ、当社としては、本件不祥事に纏わる貴社の回答姿勢こそが極めて不誠実なものであって、株主及び投資家の皆様への適切な情報提供を軽視するものであるばかりか、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」、「グループガイドライン」及び「コーポレートガバナンス・コード」のいずれの趣旨ないし精神にも明らかに反するものであって、誠に遺憾であると考えております。

最後に、貴社経営陣におかれては、本件不祥事について「既に解決済み」であるとの認識を持たれているようですが、当社としては、（当時の）貴社経営陣に本件不祥事の発生ないしこれに伴う損失拡大を防止できなかったことにつき任務懈怠責任が存するものと考えております。ついては、当社としては、今後、貴社筆頭株主として、未だ明かされていない本件不祥事に関する「詳細」を調査の上、適切に対処する所存でありますので、「未解決」であると認識していることを申し添えます。

草々